

令和 8 年度

勝浦町保育所（園）等 利用申し込みのてびき

◇令和 8 年 4 月 1 日からの保育所（園）等への利用申し込み

（現在入園している児童の継続申請も含みます。）

1 申込期間

令和 7 年 1 2 月 5 日(金)～令和 7 年 1 2 月 1 9 日(金)

8 時 30 分～17 時 15 分 （土・日除く）

2 申込受付場所

勝浦町役場福祉課

目 次

ページ数

保育所（園）とは	1
保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）	2
施設の利用申込み	3
教育・保育給付認定申請及び保育所（園）等の利用申込みの受付について	4
教育・保育給付認定証の交付について	6
利用調整（入所の決定）について	6
保育料の軽減について	7
入所決定後の注意点について	7
慣らし保育について	8
土曜日の保育についてのお願い	8
教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 記入例	9.10
記入上の注意	11



保育所(園)とは

保育所(園)とは、保護者が働いていたり、病気だったり、病人の看護に当たっているなど、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんの健全な心身の発達をはかることを目的に保育（養護と教育）を行う施設です。

「下の子の保育に手がかかる」、「集団生活に慣れさせたい」、「友達がいない」、「社会生活を身につけさせたい」などの理由では、入所することはできません。

令和8年度保育所(園)等申込みの手続きについて

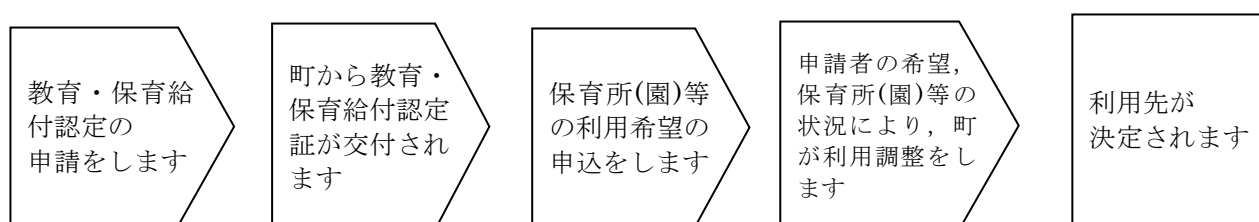
1 保育所(園)等の利用について

保育所(園)等の利用を希望される方は、利用申込とあわせて、保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)の申請をして『教育・保育給付認定証』の交付を受けなければなりません。

※ 『教育・保育給付認定証』とは、保護者が保育所(園)等を利用するにあたって必要となる証明であり、保育の必要性が認められた方への通知書ですので、大切に保管して下さい。

※ 『教育・保育給付認定証』の交付を受けても、入所が決定したものではありません。認定を受けることができて入所できない場合があります。

2 保育所(園)等の利用手続きの流れ

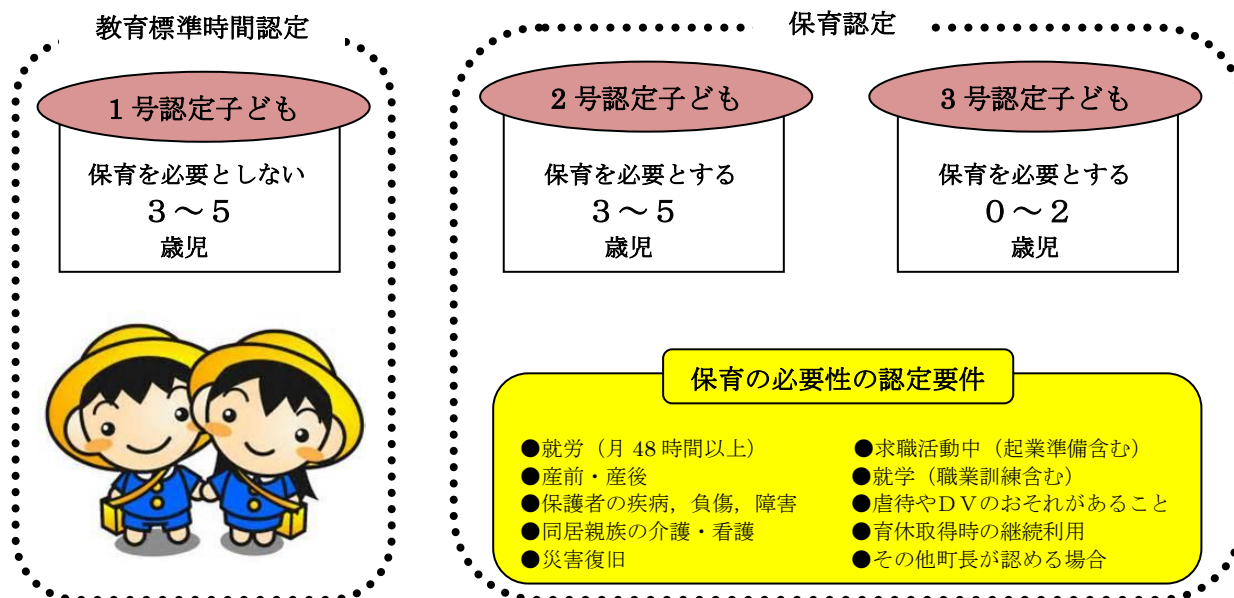


※ 支給認定申請と保育所(園)等の利用希望の申込は、同時に行うことができます。



保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)

1 教育・保育の認定区分



2 保育の必要性の認定要件と有効期間

保育の必要性の認定を受ける保護者は、以下のいずれかの要件に該当することが求められます。各認定要件に該当するかどうかは、提出資料に基づき審査をおこないます。

認定要件	有効期間	
	2号認定	3号認定
就労（月 48 時間以上）	小学校就学前の始期に 達するまで	満 3 歳に達する日の前日まで （※）
疾病・障害		
親族の介護・看護		
災害復旧		
虐待やDVの恐れがあること		
妊娠・出産	出産後 8 週が経過する日の翌日が属する月末まで	
求職活動中（起業準備含む）	認定日より 90 日を経過する日の属する月末まで （ただし、有効期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要 状況にある場合には、期間を延長することも可能）	
就学（職業訓練含む）	保護者の卒業予定日又は研修予定日が属する月末まで	
育休取得時の継続利用	生まれたお子さんの満 1 歳の誕生日の前日が属する月末まで	
その他町長が認める場合	町長が適当と認める期間	

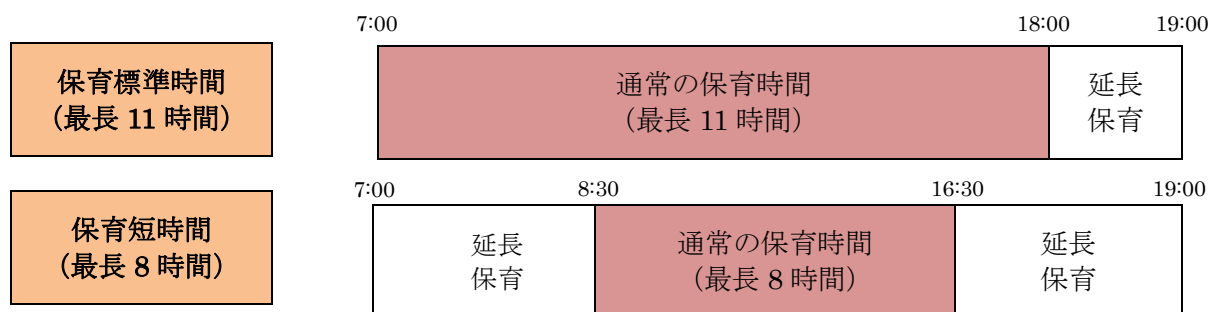
※ 満3歳に達することによる3号認定から2号認定への切り替えの手続きは不要です。
町から新しい教育・保育給付認定証を送付いたします。

【留意点】

- ・認定要件ごとに有効期間が異なりますので、ご注意ください。
- ・有効期間が過ぎると、保育所(園)等を利用している場合は退所(園)となります。再度、利用を希望する場合は、改めて「教育・保育給付認定申請」と「入所申込み」が必要となります。
- ・父母等の認定要件が異なる場合、有効期間が短い認定要件での認定となります。

3 保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)

認定要件によって、保育の必要量に応じて、11時間までの利用が可能な「保育標準時間」と8時間までの利用が可能な「保育短時間」に分けて、認定をおこなうこととされています。また、通常の保育時間を超えた利用が必要な場合は、延長保育を利用することもできます。



保育の必要量	利用時間	認定要件
保育標準時間	最大 11 時間	保護者の就労(就学)時間が 120 時間以上／月
		妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV など
保育短時間	最大 8 時間	保護者の就労(就学)時間が 48 時間以上／月以上 120 時間未満／月
		育休取得時の継続利用

※ 認定要件が介護・看護、疾病・障害、求職活動の場合は、要する時間や状況により保育の必要量が異なります。

※ 認定要件がその他の場合は、保育を必要とする状況に応じて個別に判断します。

※ 父母等の保育必要量が異なる場合、保育短時間での認定となります。

施設の利用申込み

保育園の利用を希望される方は、利用申込みが必要です。教育・保育給付認定を受けられない方は保育園の利用はできません。通常、利用申込みは、支給認定の申請と同時におこないます。

入所先の決定に当たっては、保護者の就労状況、家庭状況などを基に調整しますが、より保育の必要性が高いと考えられる子どもが優先的に保育を利用できるよう、調整をおこないます。



※ 以下は国が示している優先利用事由です。

①ひとり親家庭、②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合に限る）、③主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合、④虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合、⑤子どもが障害を有する場合、⑥育児休業が終了する場合、⑦兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望される場合、⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※上記①～⑧のほか、保育士の児童についても優先利用事由であるとされています。

※ ただし、この場合でも施設の空き状況等により、希望する施設に入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

教育・保育給付認定申請及び保育所(園)等の利用申込みの受付について

1 令和8年4月1日入所の申込み受付

① 受付期間

令和7年12月5日（金）～令和7年12月19日（金）
（土・日は除く）

② 受付場所・日時

●勝浦町役場福祉課・・・ 8時30分から17時15分まで

※ 新規入所児童は、入所が決まりましたら保育園にて制服の採寸と注文を実施いたしますので、必ずお子様と一緒に保育園へお越しください。

（令和8年4月1日から0歳児クラスの方は対象外です。）



※ 上記の期間以降も令和8年4月1日入所の利用申込みができますが（受付場所は役場福祉課）、上記の期間内に申込みをされた方から優先して利用調整します。

2 年度途中（令和8年5月～）の入所の申込み受付

役場福祉課で受付していますので、利用希望月の前月の15日（土、日、祝日の場合はその前の開庁日）までに認定申請及び利用申込みをしてください。

なお、年度途中からの利用を希望される場合でも、令和7年12月5日（金）から申込みができますが、結果については、ご希望月の前月の20日以降に通知します。

3 勝浦町外に居住されている方で利用を希望される場合

① 勝浦町へ転入予定の方

勝浦町居住の方と同様に上記のとおり申込みをしていただきます。ただし、利用希望日の前日までに勝浦町に転入されることが条件となります。詳しくは、役場福祉課までご相談ください。

② 勝浦町へ転入されない方

利用申込みなどは、居住地の保育所担当窓口にてご相談ください。ただし、利用調整につきましては、勝浦町内に在住の方を優先させていただきます。

③ 勝浦町に居住されている方で勝浦町外にある保育所(園)等の利用を希望される場合

勝浦町内に居住されている方が、勤務の都合などにより町外の保育所(園)等の利用を希望される場合は、役場福祉課へ利用申込みをしてください。

ただし、希望する保育所等がある市町村の保育所担当窓口にて、事前に申込みについて確認しておいてください。

4 申込みに必要なもの

① 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書 ※ 申請児童 1 人につき 1 部

役場福祉課窓口では通年、配布しています。

② 保育所利用理由調査票

③ 保育の必要性の認定のための書類（同一敷地内に居住の祖父母などを含む）

★の書類は役場福祉課または保育園で配布します。

認定要件	必要書類
就労（会社勤め、自営、内職、農業、漁業など）	就労証明書★ ※育休明けの方は休業中の欄の記載が必要です。
疾病・障害	疾病の証明書★、身体障害者手帳のコピーなど
介護・看護	介護・看護状況申告書★
災害復旧	罹災証明書など
DVなど	保護証明など
妊娠・出産	母子健康手帳（表紙及び出産予定日の記載ページのコピー）
求職（起業準備）中	求職活動状況申告書★
就学（職業訓練）	学生証、在学証明書または合格通知書など
育休取得時の継続利用	就労証明書（育児休業の欄の記載）★、または育休証明書など
その他	保育を必要とすることを証明する書類

※上記以外にも、保育の必要性の認定において、必要書類の提出をお願いする場合があります。

④ 階層算定のための書類

次の表の左の世帯状況に該当する場合は、右の必要書類を提出してください。

世帯状況	必要書類
令和7年1月1日に勝浦町に住民票がなかった保護者で、 <u>個人番号の提出がない場合</u>	令和7年度所得課税証明書 〔 個人番号の提出がある場合は、個人番号制度の情報連携により住民税が課税されている市町村に課税額を確認します。 〕
ひとり親家庭の場合	戸籍謄本または、児童扶養手当証書の写し
在宅障害児（者）のいる世帯	交付を受けている手帳等の写し

※上記以外にも、保育料の算定において、必要書類の提出をお願いする場合があります。

⑤ 個人番号について

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育給付認定申請書兼利用申込書に個人番号の記載が必要になります。また、提出時に個人番号を記載されている方全員の番号確認と提出者の方の本人確認が義務付けられているため、お手数ですが、受付時に次の各項目のいずれかの原本を提示するか、コピーを提出していただきますようよろしくお願いします。

番号確認に必要なもの

- 個人番号カード
- 個人番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し

本人確認に必要なもの

- 個人番号カード
- 運転免許証などの官公庁から発行・発給された写真表示のある身分証明書なお、写真表示がない身分証明書の場合は、2つ以上の身分証明書（健康保険証、年金手帳など）をご用意願います。

教育・保育給付認定証の交付

保護者から提出された教育・保育給付認定申請書および保育の必要な事由の証明書などに基づき、町が保育の必要性を判定して、教育・保育給付認定証を交付します。

※ 教育・保育給付認定証が交付されても、保育所(園)の利用が決まったわけではありません。認定を受けることはできても入所できない場合もあります。

利用調整(入所の決定)について

入所については、保護者の就労状況、家庭状況などに基づき調整・決定します。4月からの入所については、2月下旬以降に結果を通知します。また、5月以降の途中入所については、ご希望月の前月20日以降に結果を通知します。

なお、ご希望月に入所できない場合は、「入所保留通知書」を送付します。認定期間中（令

和 8 年度内) 申込内容に変更がない場合は、翌月以降も利用調整を行い、入所が決まった方から、順次通知します。

※ 認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、保育の必要性の認定及び利用決定が申請日より 30 日を過ぎることもありますのでご了承ください。

保育料の軽減について

1 保育料完全無償化

令和 7 年 9 月から、町の独自施策（県補助金を一部活用）として、所得やお子さまの人数にかかわらず、町に住所を有し、町で保育認定を受けたすべてのお子さまにかかる保育料を無料としています。（ただし、階層区分決定のため、保護者様の住民税等の照会はさせていただきます。）

入所決定後の注意点について

入所が決定した後、各保育園での入所準備会がありますので必ず参加してください。その他以下のことについて、あらかじめご了承ください。

1 保育時間について（平日・土曜日）

保育標準時間認定

通常の保育時間 (7 時 00 分～18 時 00 分)

延長保育 (18 時 00 分～19 時 00 分)

保育短時間認定

通常の保育時間 (8 時 30 分～16 時 30 分)

延長保育 (7 時 00 分～ 8 時 30 分) (16 時 30 分～19 時 00 分)



2 保育園入所申込み事項に変更があった場合について

次のような場合には、すみやかに役場福祉課まで届けてください。

- ① 世帯の状況が変わったとき
- ② 転居して住所が変わったとき
- ③ 勤務状況等が変わったとき
- ④ 仕事を辞めたとき
- ⑤ 育児休業を取得するとき
- ⑥ その他家庭の状況や生計を共にする家族の状況に変化がみられたとき

3 保育園の変更

年度の途中の転園を希望される場合、役場福祉課に申請が必要です。

4 保育園の退所

転居などにより、年度の途中で退所する場合は、速やかに退所届を役場福祉課へ提出してください。用紙は、各保育園または役場福祉課にあります。

5 保育の実施解除

保育実施期間中に認定要件に該当しなくなった場合や、里帰り出産や疾病などで長期（概ね1ヵ月）にわたり通所しない場合は、保育の実施を解除することがあります。

6 食物アレルギーがある場合

食物アレルギーのあるお子さんについては、アレルギーに対応した給食を可能な範囲で提供していますので、医師の意見書、診断書などを入所日までに保育園へご提出ください。

7 台風など自然災害について

台風など自然災害により登園・降園に危険をとまったり、保育実施が危険と判断された場合には、登園の自粛や早めのお迎えを依頼することがあります。

慣らし保育について

保育園にはじめて入所すると、子どもは保護者と離れて過ごすことや、慣れない場所で集団で過ごすといった環境の変化に、とまどいや不安を持つことがあります。

そのため、子どもが保育園での生活に無理なく慣れることを目的としておこなう保育が、「慣らし保育」です。

最初は、1～2時間の保育から始め、お子さんの年齢や状態に合わせて徐々に時間を延ばしていきます。

早いお迎えをお願いすることとなりますが、お子さんにとっても大切なものですのでご協力ください。

なお、仕事の関係などで、短い時間の保育が不都合な場合には、お子さんの状態をみながら個々に対応させていただきますので、各保育園にご相談ください。

土曜日の保育についてのお願い

ご家庭で保育できる方については、お子さんとのふれあいを深めるためにも、ご家庭での保育にご協力いただけますよう、お願いいたします。





保育所（園）入所についてのご相談等は

勝浦町役場福祉課 42-1502(直)

勝浦こすもす保育園 42-3077

勝浦みかん保育園 42-2246

